



# 広島県報

定期  
第 69 号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

国土調査の成果の認証(市町村)	.....	(地域づくり推進室)	一
保安林の指定の解除	.....	(治山室)	一
保安林予定森林に対する旨の通知(二件)	.....	( " )	二
道路の区域変更(三件)	.....	(道路河川管理室)	二
道路の供用開始(二件)	.....	( " )	三
都市計画事業の認可	.....	(都市整備室)	四
公 告			
大規模小売店舗立地法の規定による県の意見	.....	(地域産業振興室)	四
開発工事に関する工事の完了	.....	(建築指導室)	四
換地計画認可申請の適否決定(土地改良区)	.....	(福山地域事務所)	四
選挙管理委員会告示	.....		五
不在者投票のできる施設の内容の変更	.....		五
個人演説会を開催することができる施設についての変更	.....		五
人事委員会規則	.....		五
世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	.....	(県法規登載)	五
公安委員会告示	.....		五
遊技機の型式の検定の告示	.....		五

## 告 示

広島県告示第八百二十四号  
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。  
 平成十八年九月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称

世羅郡世羅町

二 調査を行った期間

平成十五年六月から平成十七年三月まで

三 成果の名称

世羅郡世羅町地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

世羅郡世羅町大字小谷の一部

五 認証年月日

平成十八年九月六日

広島県告示第八百二十五号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。  
 平成十八年九月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市高屋町溝口一〇五の一・一一一八の一から一一一八の三まで・一一二一の一・

一一二二の一(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第八百二十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年九月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

東広島市黒瀬町津江字イラスケ山 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

東広島市黒瀬町津江字イラスケ山 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

広島県告示第八百二十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年九月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

東広島市志和町別府字新庄平山・奥屋字田ノ口山・広島市安佐南区沼田町大字伴字大下・安佐北区安佐町大字久地字嶽山・安芸区阿戸町字中野山 (以上五字国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

広島県告示第八百二十八号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年九月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成十八年九月十四日  
広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道  
路線名 甲田作木線  
道路の区域

区 間	別新		敷地の幅員	延 長	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町房後字石田五一七番地先から 安芸高田市高宮町房後字古場二四九番一地先まで	二五・三〇〇〇	九・五〇〇〇 六・〇〇〇〇 メートル	三〇二・〇〇〇 メートル	三〇二・〇〇〇 メートル	
	二五・三〇〇〇				拡幅

広島県告示第八百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年九月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成十八年九月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道

路線名 三七五号

道路の区域

区 間	別新		敷地の幅員	延 長	備 考
	新	旧			
三次市作木町門田字上組四二二番一 三次市作木町門田字上組四二〇番一 地先まで	四・二〇〇〇	三・四〇〇〇 三・〇〇〇〇 メートル	九二・五〇〇 メートル	九二・四〇〇 メートル	拡幅

広島県告示第八百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十八年九月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成十八年九月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道

路線名 川北七塚線

道路の区域

区 間	別新		敷地の幅員	延 長	備 考
	新	旧			
庄原市川北町字河西二一七五番地先から 庄原市川北町字立石三〇三五番一地先まで	三一・〇〇〇〇	三・五〇〇〇 九・〇〇〇〇 メートル	四四・五〇〇 メートル	四四・五〇〇 メートル	ダブルウェイ 解除 幅員減少 物件延長
	三一・〇〇〇〇				幅員減少 物件延長

広島県告示第八百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年九月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成十八年九月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道甲田作木線	安芸高田市高宮町房後字石田五一七番地先から 安芸高田市高宮町房後字古場二四九番一地先まで	平成十八年九月十四日

広島県告示第八百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年九月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成十八年九月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道三七五号	三次市作木町門田字上組四二二番一 三次市作木町門田字上組四二〇番一 地先まで	平成十八年九月十四日

広島県告示第八百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成十八年九月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画緑地事業（広島平和記念都市建設事業）

8号 西部河岸緑地

三 事業施行期間

平成十八年九月十四日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

なし

使用の部分

広島県広島市西区南観音一丁目及び南観音八丁目地内

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。  
平成十八年九月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 伊勢丘ショッピングモール

所在地 福山市伊勢丘三丁目一番一外

二 県の通知の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一 番五二号）

福山市経済環境局経済部商工課（福山市東桜町三番五号）

三 県の通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年九月十四日から平成十八年十月十六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年九月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

廿日市市大野字上更地一九六一番一、一九六二番一、一九六三番一、一九八三番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

廿日市市宮島町甲八五六番地の二

株式会社宮島

代表取締役 林 由記子

次の換地計画認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る換地計画書の写しを次により平成十八年九月十四日から平成十八年十月四日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、福山地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第五十二条の三第二項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。  
平成十八年九月十四日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体

福山市土地改良区

地区名

土壁

事業名

区画整理事業

縦覧場所

福山市役所

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成十八年九月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

指 定 施 設		施 設		変 更 後	
種類	名称	所在地	所在地	名称	所在地
病院	総合病院 三菱三原病院	三原市糸崎町二七六五番地	三原市糸崎三丁目三番一	医療法人里仁会 興生総合病院	三原市糸崎三丁目三番一
病院	医療法人理仁会 興生総合病院	三原市皆美三丁目三番二八号	三原市皆美三丁目三番二	医療法人里仁会 興生総合病院	三原市皆美三丁目三番二

広島県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、三原市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年九月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

指 定 施 設		変 更 後	
名称	所在地	所在地	所在地
糸崎コミュニティセンター	三原市糸崎町二五四一番地一	三原市糸崎五丁目一〇番七号	三原市糸崎五丁目一〇番七号

人事委員会規則

世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月十四日

広島県人事委員会

委員長 丸山 明

広島県人事委員会規則第二十六号

世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則(平成十七年広島県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「課長補佐(総務課)」を「課長補佐(総務課及び財政課)」に改め、同表小学校の項及び中学校の項中「教頭」を「教頭 事務長」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第74号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるとして、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年9月14日

広島県公安委員会

委員長 高須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6S0652	告示の日(平成18年9月14日)から3年間	回胴式遊技機	プレイジャグラー7	株式会社 北電子 代表取締役 小林 昭子 (東京都豊島区西池袋一丁目7番7号)	左 同
6S0512	同上	同上	プレイジャグラー2G	カミー株式会社 代表取締役 片本 通三 (東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60)	左 同

6S0452	同上	同上	ミスター マジック 本舗	同上	左 同
6P0566	同上	ぱちんこ遊 技機	CROH! アモニー	同上	左 同